

施設・研修分科会 第17回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第17回 施設・研修分科会

議事次第

日 時：平成19年11月14日（木）9:55～12:00

場 所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

1．開 会

2．議 事

（1）（独）日本スポーツ振興センターの業務に関するヒアリング

（2）自動車検査（独）の業務に関するヒアリング

（3）（独）国際観光振興機構の業務に関するヒアリング

3．閉 会

<出席者>

（委員）

小幡主査、逢見委員、吉野委員、内山専門委員、岡本専門委員、原専門委員、黒川専門委員

（日本スポーツ振興センター）

文部科学省 スポーツ・青少年局 石野 スポーツ・青少年総括官

スポーツ・青少年局企画・体育課 石田 課長補佐

日本スポーツ振興センター 高谷理事

（自動車検査）

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 松本 部長

技術企画課 木場 課長、整備課 清谷 課長

自動車検査 業務部 西田部長

（国際観光振興機構）

国土交通省 大臣官房 本保 総合観光政策審議官

総合政策局 国際観光課 平田課長、観光資源課 水嶋課長

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、森山参事官

(日本スポーツ振興センター関係者入室)

小幡主査 それでは、第17回「施設・研修等分科会」を開催いたしたいと思います。

本日は、日本スポーツ振興センター、自動車検査独立行政法人、国際観光振興機構の3つの独立行政法人のヒアリングを行います。

最初に、日本スポーツ振興センターの業務ということで、文部科学省スポーツ・青少年局、石野スポーツ・青少年総括官ほかの皆様に出席いただいております。

本日は、これまでのヒアリングの内容などを踏まえて、市場化テストの対象となる事業の案を持ってきていただいているということですので、その内容について、時間もございませんから5分少々ぐらいで御説明をお願いしたいと思います。

石野スポーツ・青少年総括官 おはようございます。文科省のスポーツ・青少年総括官の石野と申します。よろしくお願い申し上げます。

お手元に資料1-1と1-2がございますが、1-2は前回のヒアリングのときの資料でございますので、これは省略させていただきたいと思います。

資料1-1で、今、主査からお話ございましたが、前回のヒアリングを踏まえての私どものほうとしての見直しの案を整理させていただいた資料でございます。「国立競技場等の民間競争入札(包括的業務委託)の導入について」という案でございます。

私どものほうの国立競技場は、表の左にございますように、霞ヶ丘の競技場、あるいは代々木の体育館等の競技場がございます。さらに、北区のほうにスポーツ科学センター、あるいは今建設中で来年1月から全面的に供用開始になりますけれども、ナショナルトレーニングセンターという施設がございますが、これらについての窓口業務、警備、清掃あるいは設備の保守点検業務等につきまして、現在は、それぞれの業務を個別に競争入札等によりまして業者に委託しているわけでございますけれども、前回のヒアリングでの御指摘等も踏まえまして、私どものほうとしては、これらの業務についての包括的業務委託を導入してはどうかという案を検討させていただいたということでございます。

霞ヶ丘、代々木につきまして、総括管理責任者を置いて、窓口業務、警備業務等の施設の管理運営、設備保守点検業務につきまして、包括的業務委託を民間競争入札の対象にしてはどうかと考えております。2業者程度と書いてございますが、霞ヶ丘と代々木と場所も若干離れておりますことも踏まえて、それぞれ1つずつということを想定しております。

この中で、産業廃棄物の処理業務につきましては、有資格業者についてセンターが直接委託をすることが必要だと考えておりますので、これにつきましては個別契約という形での扱いが妥当ではないかと考えております。

それから、スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンターでございますけれども、これは、北区西が丘にこのスポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターは、隣接しながら、一つの敷地でこれから運用していくわけでございますが、これらにつきまして一体的に窓口業務、警備等、あるいは設備保守点検等につきまして包括的業務委託として1業者程度を想定した形で行ってはどうかと考えております。

また、このJISSなりNTCにつきましても、産業廃棄物等の処理につきましても、有資格業者への直接委託ということが必要であろうと考えておりますし、また、特にこのスポーツ科学センターにつきましては、スポーツ、科学、医学、情報等の科学的研究ということを行っております関係から、医療あるいはコンピューターシステム等の特殊専門的な機器がございます。これらにつきましては、包括的に委託するよりは、それぞれの専門性を踏まえた形での個別契約、当然、この個別契約につきましても、競争的な性格のものということになろうかと思いますが、こういう形での個別契約によってするということが適切ではないかと考えております。

こういう案の中で、一番下に書いてございましたように、契約の長期化あるいは集約化によります事務手続の効率化、あるいは総括管理責任者を設置することによります連絡・調整の円滑化、あるいは限りある職員の有効な配置ということについて、効果が出るような形になればいいかなと考えておるところでございます。

大変雑駁な説明でございますけれども、よろしく願いいたします。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました事項について質疑を行いたいと思います。文部科学省からの御回答も含めまして10時30分までとさせていただきます。

それでは、委員の方々からお願いいたします。

岡本専門委員 どうもありがとうございました。一度お話を伺っておりますので、今日総括官から御説明あった点を踏まえた上での御質問という形でさせていただきます。

前回いろいろお話を頂戴いたしましたときに、我々が申しあげました包括的に業務委託をされたらどうかということについては、今御説明ありましたように、ある程度我々の主張を取り入れていただいたと理解しておりますが、それは、我々としては一定の評価をさせていただきたい、ありがとうございますということだと思っておりますけれども、まだ幾つか、我々が申しあげた中、それから文部科学省さんからの御回答の中で、民間ではできないと言われたものが実はまだ残っていらっしゃるなと思っております。大きく整理すると3つあるのかなと考えていまして、これが、我々からすれば引き続き、いわゆる市場化テストの対象になり得ないものかということについて議論をさせていただきたいと思います。

その3つと申しますのは、言葉はちょっと正確ではない部分があるかもしれませんが、施設運営の年度計画策定の部分、それから、計画の策定、実施、調整の部分、それからいわゆる運営に関する業務、これは国立競技場、JISSとNTCとで違うかと思っておりますけれども、この3つがあるのではないかということです。

これは、我々のほうから市場化テストへという話があって、既にこれはできませんという御回答を、事務局を通じていただいております。その御主張は今も変わらないという理解で、その理由も同じということですか。

石野スポーツ・青少年総括官 そうでございますね。

岡本専門委員 ここをちょっとどういうふうに進めていくかを議論させていただきたいのですが、例えば、ちょっと順番があれですけれども、施設の運営に関する業務ということで、例えば

国立競技場の施設といいましょうか、大会運営等の進行管理、これは民間ではできないという御主張をされていらっしゃる。それが果たしてそうなのかということ、文部科学省さんのほうにすれば蒸し返しのように思われるかもしれませんが、このあたり、いただいている民間では担えないとする論拠というのを読ませていただいたり説明を受けても、いまいち我々としては納得できないことがありますので、取りあえずその辺から御説明を再度、重複になりますがしていただけないかなと思います。

石野スポーツ・青少年総括官 大会について紙でも出させていただいておりますけれども、国立競技場を使っているいろいろなスポーツ種目について大きな大会がなされるというのが、今の国立競技場等の現状なわけです。その一方で国立競技場の施設の老朽化等の中で、工事の進捗も適宜しなければいけない。そういう大規模なスポーツ大会をいろいろな競技団体からの指摘も踏まえて円滑に遂行していこうというときに、その競技団体なり、あるいはその施設の現在の状況等も踏まえた、国立競技場の関係者が持っているノウハウというものを生かしながら円滑に遂行していく必要があると。それは、単純なマニュアルだけで私どものほうは国立競技場での大規模なスポーツ大会等の運営ということについて任せるとすることは、大変難しいと考えておるところです。それは紙で書かせていただいているとおりのお話で、それ以上でもそれ以下でもないというのが現状のところですよ。

岡本専門委員 今のお話ですけれども、いわゆるノウハウとおっしゃった部分、そのノウハウの部分についても紙で御提示いただいておりますわけですが、そこで書かれているノウハウというのが、本当に民間事業者さんはそういうノウハウを持っていらっしゃるのか。世の中にいろいろ存在している民間事業者と言われていらっしゃる方々、それから国立競技場のいわゆる老朽化で工事をしつつ、他方でそういう今までの、これも経験という言葉で御説明いただいておりますが、経験、ノウハウ、信頼関係がないと円滑な運営ができないとおっしゃっているところですよけれども、その辺が、我々からすればそういうふうには到底思えない部分がありまして、なぜそこまで、紙で出してまでそういうことを主張されるか理由がよくわからないということです。

例えば、世の中にいろいろな類似の競技場あるいはハコモノ、施設もあります。そこで民間事業者が全部計画を作って運営しているものがある。そこは国立競技場という特別の存在だからできるということを多分おっしゃっているのだと思うのですけれども、そのあたりの違いがよくわからないということです。

石野スポーツ・青少年総括官 従来から申しておりますように、私ども、国立競技場をナショナルスタジアムとして、国際競技力の向上あるいは日本のスポーツ振興の拠点として考えていると。その中で、今、類似施設というお話もございましたけれども、類似施設であります大きな例えばスポーツ施設等を見ても、例えばJリーグのホームチームがあって、大体そこで行われている大きな大会というのは、特定の団体が利用している場合が多いのです。これはデータがございますけれども、これに対して国立競技場というのは、陸上、ラグビー、サッカー、あるいはその他も含めて、多様なスポーツの国際大会あるいは全国大会を行う場としてスポーツ界の中で位置づけられておるといのがまずございます。その中で、年間あるいは2～3年間の中の世界の

スポーツスケジュールの中で、そういう大きな国際大会、全国大会をどういうふうに日程をセットして、かつ、それをそれぞれの競技種目に応じた形で運営していくのかというのがやはりあるわけですね。それは、その競技団体の強化日程等も含めてやる。そこに、進行管理のところ、競技力向上というのは研究支援ということとも一体としながらやっていかなければいけないというさまざまな考慮をしながら、大会の日程をセットした上で、かつ進行管理もしていかなければいけないということがある。ですから、私どものほうとしては、ナショナルスタジアムとして、やはりセンターというスポーツ振興の中核的専門機関が担っていくべきものだと思っております。

岡本専門委員 今の総括官の御説明は、先ほど3つ残っているではないですかと申し上げた業務の全体を御説明されていらっしゃる、全体といいますか、計画の策定のあたりから進行管理も御説明されていらっしゃると思います。でも、この時期に及んでいますので、ある程度、もう結論を見出さなければいけない時期になっていますので、幾つか論点を絞れば、今の総括官がおっしゃっていること、大変失礼な言い方ですが、我々が百歩譲ったとすると、策定の部分については、おっしゃるとおり、いろいろなほかの競技場しかり。でも、それを策定されたものに従って進行管理をするというところまで本当にやらないといけないのかという点はどうですか。

石野スポーツ・青少年総括官 進行管理も、個別の大会で、センターと競技団体、主催者がどういう役割分担をしているかというのは、詳細に資料を出させていただいておりますけれども、その競技場の現状、施設設備の現状を知りながら、具体的にどういう進行管理を準備段階からしていくのかということについては、その競技場の施設の状況、設備の状況あるいはこれからの工事の状況等を把握した人間が調整しないと、これはうまくいかないと私どもは考えておるといふ点から言って、その施設管理についても、当然センターがやっていくのが必要だと考えております。

岡本専門委員 いわゆるプランニングとオペレーションというのは、業務の性格が違うのではないかと私は思っています、プランニングの部分については、おっしゃる部分の主張はある程度わからなくもない部分があるかなと思っています。個人的にですよ。他の委員がどう思われるか。オペレーションの部分ですよ。そこまで、言われるほどオペレーションがプランニングと一体でないといけない理由はよくわからない。

石野スポーツ・青少年総括官 ですから、そのオペレーションの部分を競技場の施設全体の中で、それぞれの施設設備の老朽化の状況も踏まえて、あるいはそれぞれの競技会の中で、観客がどれだけ来て、いつの時間にどういう人の流れになるかというのも、経験則上、センターの方が一番よく知っているというのがあるわけですね。その中で円滑に、地元の関係者にも迷惑をかけないようにして進行管理する指導監督というのは、センターがやっていく必要がある。

小幡主査 ほかの委員はいかがですか、今の点について。

吉野委員 施設が老朽化しているからなのですか。老朽化している状況をよく知らないと、そういうことはできないという話ですか。

石野スポーツ・青少年総括官 老朽化しているというのは、要素の一つとしては当然あります。

吉野委員 施設の状況を知らないといけないということですか。

石野スポーツ・青少年総括官 はい。当然、老朽化しているというのは一つありますけれども、別に新しくても古くても、施設全体について状況をよく把握しているというのは、そのセンターの人間が一番よく知っている。さらに加えて、老朽化しているという状況もありますという話を私はしているということです。

吉野委員 施設全体の状況を把握するというのは、具体的にどういうことですか。

石野スポーツ・青少年総括官 具体的にですか。国立競技場の陸上競技場を見ていただきますと、1つは、例えば芝生の状況ですね。芝の状況。国立競技場では、陸上、それからサッカー、ラグビーとしますけれども、それぞれの競技種目によって芝生の傷み具合が違ってきますし、毎年の雨の状況、気温の状況によっては芝生の養生の仕方が違ってくる。これをどういう形で見るとかというのがありますし、今の陸上競技場からいくと、今、観客席のところを順次整備改善していますけれども、どこが雨漏りするとか、あるいは今の観客席の改修状況が、どういう形でやっていくのが今の観客に対していいのかという状況とか、あるいはずっと競技場の中を見ていただきますと、電気系統とか、水系統とか、いろいろな保守管理のところがありますけれども、そういう状況が一々どうなっているかというのは、当然そのセンターの方が一番把握している。その中で、スポーツ競技大会をするときの設備とか、どこに物を置いて、どういうふうにして運搬するかというのは、経験上、センターの職員が一番よく知っている。

吉野委員 説明になっていない。センターの方がやっているからセンターのことをよく把握しているというだけの話で、委託すれば、それは委託した方が把握するのです。そうでしょう。しかも、ラグビーもやって、陸上もやって、こういうことを全部わかって、芝についての専門知識もあるなんて、そういう方は本当にセンターにおられるのですか。それは普通考えられないですよ。

石野スポーツ・青少年総括官 センターにいるから今運営しているわけです。センターにそういう専門家がいらっしゃるから、その各競技種目の要請に対して、芝生の養生等をしながら、あるいはその競技大会に応じた設備の整備もしながらやっている。ですから、専門家がいるからやっているわけです。

吉野委員 民間にもそういう人たちがいる、同じようなことをやっている人たちがいるということは、もうはっきりしています。それがセンターの職員でなければいけないというのでは説明になっていない。今、センターの職員がやっているからセンターの状況について把握している、だから、センターの職員でなければならぬというのは倒錯した論理で、そのことは実は、委託したら委託ができるではないかという説明にほかならないのですよ。それはわかるでしょう。

石野スポーツ・青少年総括官 あるいは施設の状況等について、私ども継続的にそれぞれの競技団体がやる大きな大会に、安定した環境もとの条件を出していかなければいけない責任があるわけですね。それは、継続的にやっていく必要があって、そのスポーツ団体との信頼関係の中で物事をつくってきているわけですね。それは当然、そのセンターの人がやっているからというのはおっしゃるとおりですけれども。

岡本専門委員 ですから、我々の疑問と言え、今の施設を管理している方がこのスポーツセ

ンターにいらっしゃる。国立競技場担当の、これは施設管理課の8人の方をおっしゃっているように思いますけれども、その方がいらっしゃるから、これは残さないといけないのだという以上に聞こえないのですよ。ということは、それはいろいろおっしゃるけれども、ここにいらっしゃる8人の方が専門家だからこれはやらないといけないのだという御主張としか聞こえない。いろいろなノウハウとかおっしゃっているけれども。

石野スポーツ・青少年総括官 ノウハウをその人が引き続いてセンターのノウハウとして続けて継続的に持っていく必要があると私も思っているからお話をしているわけです。Aという人だけでいいというわけではなくて、Aという人とBという人がいてと。

岡本専門委員 Aとは言っていません。ですから、資料で出している8人の方が担当していらっしゃる。その担当が今までのノウハウを持っていらっしゃるのでそこに残っている、だから、これは残さないといけないのだと。

石野スポーツ・青少年総括官 ノウハウがあるから言っているわけですね。ノウハウは、例えば、芝生管理にしても、大規模な施設も、結果的に国立競技場に教を請いに来て。

岡本専門委員 ノウハウとおっしゃっても、芝生の管理とかというノウハウを民間人が持っていますか。

石野スポーツ・青少年総括官 国立競技場は、紙面でお出ししておりますけれども、年間の養生の仕方とか、これまで研究的に工夫して、そのノウハウを情報提供してきたのは国立競技場なわけです。

岡本専門委員 例えば、国立競技場の芝生がほかの競技場に比べてはるかにすばらしいと。

小幡主査 その方々というのは、人事異動はないのですか。よく芝生のことがわかっている方、何人でしたか、8人、9人。

石野スポーツ・青少年総括官 8人が全部芝ではございません。

小幡主査 もちろんそうですね。1人が芝の係だとして、今おっしゃっている御説明ですと、その人物が非常にノウハウがある。そうすると、その方がもうずっとそこに張りついてやっているという状況ですか。

石野スポーツ・青少年総括官 特定の1人ではなくて、複数人いてやっておるわけです。

高谷理事 現在4人おりました、西が丘のサッカー場もありますので、こちらのほうのエリアを含めると3人おりました。年代的に順番になっておりました。

岡本専門委員 7人ですか。

高谷理事 いえいえ、7人ではないです。今、西が丘のほうに芝生の専門家を1人置いておりました、陸上のほうには、芝生関係をずっとやっておりました人間が3人おりますが、実際、今担当しているのが2人でございます。それから、1人は、今、施設管理課のほうで施設の関係のほうに異動で仕事をやっています。これは一番若いのですが、芝生の関係からほかへ異動させておられます。現在、芝生関係は2人でございます。

小幡主査 今やっていらっしゃる方を、今後この民間競争入札にした場合にどうするかという恐らく現実的な問題がおりなのだろうと推察するのですが、やはり、埼玉でありますとか横浜

とか、かなり大型の施設もございますよね。地方公共団体でも指定管理者というのが導入されている。芝の管理にしても、どういう競技をするかによるので、横浜でもいろいろな競技がされていると思いますし、埼玉でもそうだと思いますが、いろいろな競技がどういう予定でされているかに対応した形で管理していかなければいけないというのは、競技場は宿命的に持っていますよね。ですから、先ほどの繰り返しになりますが、国立競技場は、国立であるから、どこの競技団体に使わせるかということについては確かに難しいと思います。そこは日程調整を含めて、計画をどのように立てるかの判断になってなかなか難しいというお話が仮にあるとしても、先ほどから岡本専門委員や吉野委員も言われているように、現実にある競技について進行していくというその部分は、どこの競技場でもされていることだと思うのです。そのノウハウと言われましても、これは、たまたま今国立競技場にいる人はずっと国立競技場の管理をやっていたので、よく知っていますという程度のもことになるわけです。それでは民間競争入札にできないという理由にはならないのです。

石野スポーツ・青少年総括官 今、類似施設のお話が主査からありましたけれども、横浜にしても埼玉にしても、先ほど申しましたが、Jリーグのホームチームがある競技場なのですね。ですから横浜で、では何が一番多く行われるかということ、全国大会の規模で見ますとほとんどサッカーですよ。それで、国立競技場は、サッカー、ラグビー、陸上その他という形で、いろいろな競技種目の全国的なレベル、国際的なレベルに対応したことをやらなければいけないという位置づけにあるわけです。ですから、類似施設と言われた大きさだけではなくて、そこで行われている全国的、国際的なスポーツの種類とそれに対応したニーズにどう対応していくのかということをおもとしてよく考えなければいけない。そういうことを考えた上では、いろいろな競技種目に対応したノウハウを持っているセンターが、やはり進行管理も含めてやるべきだ、やる必要がある。そうでないと、その競技団体からのニーズにも対応できないと私もは考えております。

岡本専門委員 今日いただいた資料の中で、芝生の管理だけを今日話をしているわけではないのですけれども、霞ヶ丘の競技場は芝生管理も含めて民間競争入札にされるわけでしょう。

石野スポーツ・青少年総括官 この芝生管理は、芝生でいつ、どういう養生をしたらいいかというノウハウは、センターの人が企画立案するわけです。そのもとで具体的に芝刈りをやったり、水をまいたり、そういう具体的な定型業務を民間の方にやっていただくということです。

岡本専門委員 そうすると、今おっしゃっている国立競技場の芝生の話については、ここで言っている進行管理という話ではなくて、運営に関する業務の話ではなくて、策定のほうに含まれるということですね。

石野スポーツ・青少年総括官 芝生の養生の企画立案自体については、施設管理に入る。

岡本専門委員 施設運営の年度計画の策定というところに入る。あるいは施設整備計画の策定、実施、調整のところに入ると。

石野スポーツ・青少年総括官 はい。その調整のもとで、具体的な芝生の養生等の業務を具体的に民間の業者にやっていただくということです。

岡本専門委員 それは要するにやっているということで、さっきの議論は、策定のところある

いは調整の部分に入っているという御主張ですね。

石野スポーツ・青少年総括官 はい。

岡本専門委員 わかりました。

小幡主査 ほかの委員いかがですか。

逢見委員 議論が、僕は進行管理の議論をしているのだと思ったら、何か管理の議論をしているのですか。そこがかみ合っていないのですね。進行管理はどうかという問いかけをしている答えになっていないような感じがします。

小幡主査 進行管理は、例えば大きな大会で、人数がたくさんのお客様が入るというときに、どういう警備をするかという話は、今も警備については、当然この職員数で間に合っているわけではないですから、委託なさっているわけですよね。そういう理解でよろしいですね。

石野スポーツ・青少年総括官 実際の警備業務自体はそうですね。

小幡主査 そうすると、ここでかなりの人数が必要だと思われませんか。

石野スポーツ・青少年総括官 ですから、どういう大会のもとで、どういう時間に、どういう人の流れになるかということ自体は、センターが従来の経験なり、今回の大会の状況等を把握して、具体的に何人警備をしてもらうかというのは警備会社に委託してやっているということですね。

小幡主査 そうすると、ここで自分でやらなければいけない進行管理と言っているのは、具体的には何を指しますか。計画ではない進行管理。

高谷理事 大会時に職員が必ず出勤するという必要性を指してしまして、大会時に緊急事態とか、それから禁止事項ですとか、それから施設所有者としての責任とか、そういう問題のことでございますので、大会がスムーズに運営できるようにと。大会自体は、お貸しした相手方がやることでございますので。

小幡主査 大会の運営自身には、現実にはかかわっていらっやらないのですよね。

高谷理事 はい、運営にはかかわりません。それは大会をやる方々の問題です。

岡本専門委員 そうすると、我々のほうは業務を重く見過ぎているという感じも若干の反省としてはあるのですけれども、そうすると、必ずそういう大会は、センターの誰かが何らかの、ある意味では緊急時に備えて出ていらっやるということを指していると。

高谷理事 さようでございます。出勤しているということでございます。

岡本専門委員 わかりました、そういうことですね。それ以外の部分は、ほとんど我々が考えている策定とか、計画調整のほうに入っているという理解でいいわけですね。

高谷理事 はい。

岡本専門委員 わかりました。

高谷理事 大会は主催者がやるものでございますので。

吉野委員 では企画立案も、大会については全部主催者がやるわけでしょう。世界陸上をこの機構でやっているはずがないではないですか。オリンピックだってそうだし、それはみんな外部に委託してやるわけですよね。

石野スポーツ・青少年総括官 委託ではなくて、競技団体が主催する場として国立競技場が使われているというのは、委員御指摘のとおりですね。

吉野委員 そうすると、国立競技場は何をやっているのだという話になる。連絡窓口として1人ぐらいは出勤していかなくてはいけない、それはよくわかりますよ。だけれども、それ以外何をやっているのだという話になりますよ。

高谷理事 大会運営は実際にはやりませんけれども、今、総括官が申しあげましたように、大会の準備のためにはいろいろ打ち合わせをやり、それから消防、警察を含めまして、官公庁への届け出を含めまして全部うちのほうが一緒に、施設側としての責任は全部ありますので、そういうことは全部やらせていただいています。大会主催者だけでは大会ができませんので、施設所有者の責任というものがそこに出てきますので、そういう準備段階から、どういう準備を進めていくのかという打ち合わせは、大会の主催者と我々で詰めながらやっていくということですので、その辺は、先ほど申しあげましたように、所有者としての責任は必要だと思っております。

吉野委員 まあ、その程度の話ですね。

岡本専門委員 あと、国立競技場サイドは一たんそれで終えまして、このJISS、NTCに係る施設の運営というものについては、我々の理解では、トレーニング施設だとか、低酸素合宿施設ですか、あるいは栄養指導食堂等々の提供というふうに言葉としては理解しておるのですが、まず、そういう理解でよろしいですか。先ほども誤解があったので、まず確認をしておきたいのですが。

石野スポーツ・青少年総括官 JISSとNTC、JISSは、1つは研究支援業務というのがあるんですね。ですから、研究というものをやっている場所があるわけです。そこに選手も来ているいろいろなトレーニングをするために研究的なチェックをしたり、支援をしている。それから、医学業務というものがありますから、医療施設もあって、そこに選手が来てチェックをしているというのはあります。それから、JISSの一部のところと、トレーニングセンターは大きなトレーニング施設がある、それから宿泊施設もあるというのが施設の状況です。

岡本専門委員 そこにやはりセンターの方が、先ほどと似たようなイメージで言うと、いないといけないと。それは何のために。

石野スポーツ・青少年総括官 JISSでいきますと、JISSは、まず研究支援業務ということをやっているわけですね。ですから、研究者の方と選手とのセッティングのところがあるわけですね。研究支援業務、いつの段階で、どういうトレーニングが始まって、そこにJISSにいる研究者はどのような支援業務をやるかという全体の調整というのは、JISSの職員がやっているわけです。

岡本専門委員 それが先ほどから出ている調整とかプランニングのところの整理ということですね。

石野スポーツ・青少年総括官 はい。それから、それぞれの施設について、例えば低酸素室なら低酸素室を使うときの機器の調整等の必要がありますね。その管理がうまくいっているかど

うかと。

岡本専門委員 運営というのは、実際に低酸素の機器類について、利用者等々からのいろいろな話が出たときにそれを調整する役割ということですか。

石野スポーツ・青少年総括官 当然、整備点検、保守点検等は専門業者でないとできませんから、それを具体的に選手が来たときに、どういう温度で、どういうセッティングをするかということについては、そのセンターの職員もかかわってやっているということですか。

岡本専門委員 それはセンターの人でないといけないのですか。

石野スポーツ・青少年総括官 当然、今申しましたけれども、研究者と競技団体との日程調整の中で具体的に人が来てやっているときに、センターの機器類等を管理して、日程上管理している人が携わるということが、一番リーズナブルではないかと思っております。

岡本専門委員 そういう専門的な知識を持った人がいる必要はあると思いますけれども、それが、先ほどの霞ヶ丘、国立競技場と似たような話をさせていただきますが、なぜセンターの職員でないといけないのですか。

石野スポーツ・青少年総括官 今言いましたように、センターにいる研究支援と競技団体がいるいろいろなトレーニング、強化日程等を含めた中で、それを組み合わせて、いかにいい選手強化の活動をセンターの施設を使ってやるかということですか。

岡本専門委員 でも、それは計画をつくられるときの話に聞こえるのですけれども。

石野スポーツ・青少年総括官 当然、年間計画をつくって、競技団体等も、いろいろな競技日程とか強化日程の中で、いろいろな変動要素がある中で、研究者の状況と競技団体の状況を一番よくわかって、調整できる地位にある人が、ポジションにある人がその任に当たるとというのが、一番円滑に物事を進めていく上では必要だと思っております。

岡本専門委員 今はプランニングをされる方と、今おっしゃったようなオペレーションとイメージが違いますけれども、一緒の方がやっという方ですか、別の方ですか。

石野スポーツ・青少年総括官 スポーツ科学センターで、個々の職員でいろいろな課がありますけれども、研究支援をやっている研究協力課というのがたしかあったと思いますが、それと、施設については運營業務というところで、それはお互いの中で連絡調整しながら進めているということですか。

岡本専門委員 別の方がやっているのだったら別にいい気がするのですけれどもね。済みません、ちょっとわからない部分はまだあるのですけれども。

小幡主査 時間がなくなってきたのですが。

黒川専門委員 年齢構成を教えてくださいませんか。5歳刻みぐらいで。職員の方の。

高谷理事 ちょっと今日は持ってきていません。

黒川専門委員 ちょっとそれは至急やってください。

小幡主査 では至急出していただけますか。

もう時間がないのでまとめなければいけないのですが、私どもは、こういう競技場は施設ものですから、既に指定管理者等の実績もありますから、本来は、大もとの計画あるいは基準等をお

示しいただいたら、民間に委ねることで十分できると思っております。そういう形で1次ヒアリングからやってきたわけですが、それに対して、計画づくりの具体化がどうも難しいというようなお話がありまして、別に納得はしておりませんが、それを認めるとして、少なくともその次の段階は、民間に委ねられるというお話だと思っておりますが、今のお話を聞いていて心配になりましたのは、今回、資料1-1の民間競争入札を包括的にやると言われた警備ですとか、芝生管理とか、機械設備とか、点検とか、そういう管理、メンテナンス業務を総括管理責任者に包括的に委ねると言っているわけですから、それはある程度そのメンテナンスについての企画も含めてここにやらしてもらわないと、結局、総括管理責任者に包括的に委ねることになります。そこは大丈夫でしょうか。

お話を聞いていて多少そこが不安になったのですが、これをやるとおっしゃっているのであれば、そのメンテナンスのやり方については、民間事業者に委ねていただかないと意味がないのです。例えば、実働の作業、芝生での作業をする人だけという話ですとメンテナンスの包括管理になりませんので、そのところを策定される時にもう一度よくお考えいただきたいと思います。今、個別に委託に出していらっしゃるのだと思いますが、これを包括的にといった場合には、メンテナンスの計画は総括管理責任者が策定することになりますから、今やっていたものを、そのままただ束ねるというわけにはいきません。そこはメンテナンスとして、やはり民間が人を配置してやっていくということになりますので、そのあたりをよくお考えいただいて、この民間競争入札のあり方、具体的に業務をどのようにここに持ってくるかということについては、多分今お考えになっているものよりもう少し広く考えていただかないと、うまくいかないと思いますので、そのあたりをもう一度お考えいただきたいと思います。

我々としては、意識としては、方針だけ示して包括的に現状より多くの業務を民間にやっていただけのものだと思いますけれども、仮にこの資料1-1でやるにしても、多分お考えになっているよりもっと広い業務をお考えいただかないと事実上機能しないと思いますので、十分ご検討いただきたいと思います。

もう時間になりましたので、本日の議論を踏まえまして、さらにこの対象業務の拡大について御検討いただいて、その結果を19日までに事務局まで御報告いただきますようよろしくお願いいたしたいと思っております。

それから、先ほど黒川専門委員から質問で年齢構成がございましたから、それについては至急出していただいて、また、我々のほうでそれに対するコメントとして、なるべく早い段階でお出ししますので、それも踏まえて19日までに報告いただく。その過程で、業務の切り出し方について、サジェスションを含めて多少事務局のほうとも相談いただいたほうがいいかもしれませんので、そういうことでよろしくお願いいたしたいと思っております。

石野スポーツ・青少年総括官 ありがとうございます。私ども目いっぱい出させていたという案ではありますけれども、主査の御指摘はよく検討したいと思っておりますが、取りあえずは、目いっぱい出させていたということにはわかっていただきたいと思っております。

小幡主査 ですから、具体的にこれをもう少し肉づけして行ってくださいということでござい

ます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(日本スポーツ振興センター関係者退室)

(自動車検査関係者入室)

小幡主査 続きますして、自動車検査独立行政法人の業務ということでございます。本日は、国土交通省自動車交通局技術安全部の松本部長ほかの皆様にご出席いただいております。

本日は2度目のヒアリングでございますして、資料がぎりぎりになって出てきているようでございますが、その関係も含めまして、説明されたい事項がある場合は5分程度でお願いいたしたいと思っております。

松本部長 お時間をいただきましてありがとうございます。では、5分程度で簡単に御説明させていただきますと思っております。

自交局の「2次ヒアリング提出資料」というものでございますが、1枚めくっていただきまして、市場化テストに対する対応ということでございます。前回ヒアリングの御議論を踏まえまして、検査業務全般にわたって市場化の可能性について検討した結果について御報告申し上げます。

検査は大きく3つの要素から成っておりますして、これらが一体になって行われる必要があるわけでございますけれども、具体的には、判断の基準となるべき審査事務規程を作成し、検査機器の開発を行って、その保守管理を行う。一番重要なのが、基準適合性判断を行う検査担当職員、検査官の育成・教育ということになるわけでございますけれども、どれも検査を構成する重要な要素ではございますが、この中から、検査機器の保守管理、それから研修は職員のレベルごとに繰り返して集中して研修所で行っておりますが、八王子市にあります中央実習センターの運営・管理、この2項目につきまして市場化テストを実施したいと考えております。これによりまして要員管理の削減が見込まれると思っております。

めくっていただきまして、論点になろうかと思っておりますけれども、指定工場におきます出来ばえチェックと検査法人の基準適合性審査の差異について御説明申し上げます。

左側、指定工場の欄でございますけれども、指定整備工場、民間車検は民活でございます。ここでは、優秀な整備能力を活用しようということでございますして、優秀な整備工場がきちんと整備した車につきましては、あえて国が、現在は法人でございますけれども、検査をする必要はないだろうという考え方でございます。ここにユーザーが依頼しますと、点検・整備を行いまして、通常、整備保証がつきますけれども、整備が終わりましたら、整備の一環として、ミスがないか、間違いがないか、整備が的確に行われたかということを確認いたします。これを通常「できばえチェック」と呼んでおりますけれども、これを検査という形で定式化しているものでございます。

整備工場におきましては、車をリストアする、整備するということで基準適合性を確保するという流れになっております。そういう意味で、保安基準適合性に関するぎりぎりの判断は要らないということでございます。それから、当然ユーザーに車検証が更新された形、検査合格の形でお返しするのが当たり前でございます。

左側の吹き出しのところに「基準適合性の判断が困難な場合」云々と書いてございますけれど

も、そういう場合には、受注しない、あるいは、検査法人に問い合わせたり持ち込む、こういう流れになります。

一方、検査法人のほうは、いろいろな車が来るわけでございますけれども、部分整備を行ったもの、あるいは使いつ放しのもの、さらにはいじってある車、軽、二輪車から大型トラックまでいろいろ参ります。これらについて、基準ぎりぎりの車両を含めてかなり厳しい、つまりバツも当たり前に出さなくてはいけない、ユーザーに丁寧にわかるように基準の中身も説明しなくてはならない、こういうことを日常的に行うわけございまして、先ほど御説明しましたような指定工場の流れから、指定工場の自動車検査員には、そういう意味での基準適合性の判断のノウハウはないと理解しております。

最後でございますけれども、「NEWS RELEASE」という縦紙のものがございまして、今月の頭に近畿のほうで指定工場の処分をいたしました。指定工場でこういうことが起こるといのは大変残念でございますけれども、現実にあります。何も全くしないで保適証を切るというペーパー車検をやったということで、事業の取り消し、検査員の解任を行いました、めくっていただきまして、この工場で保安基準の適合証を切って車検更新をした車で、適合性が確認されていない可能性があるものが4,500台程度ございます。これらについて、法人のほうからダイレクトメールで注意喚起するとともに、軽自動車もございまして、そっちは軽協でやりますけれども、適合性の再確認を無料にて実施する、こういうことにしております。指定でもこういう不正が起こっているのだという例をお示しすると、その不正の再確認は法人で行うわけですが、しかも無料で行うわけですが、言ってみれば最後の関所、最後の関門でございまして、これをさらにまた市場に委ねるといのは難しいと考えております。

お時間いただきましてありがとうございました。

小幡主査 ありがとうございました。

それでは、これから質疑を行いたいと思います。時間の制約もございまして、国土交通省からの御回答も含めて11時10分ぐらいまでとさせていただきますと思います。

私のほうから初めに、研修所というものが存在しているということを私も知らなかったのですが、この研修所というのは中央実習センターに1カ所あるわけですか。

松本部長 はい。

小幡主査 そのみですか。

松本部長 そうです。

小幡主査 ここだけにあるというのが。

松本部長 はい。

小幡主査 どのぐらいの規模ですか。

木場課長 通年ほとんど研修に使っておるようなところでございますので。

小幡主査 職員の人数は何人ですか。

木場課長 ベッド数は60ぐらいございます。泊まり込みです。

小幡主査 泊まり込み研修ですか。

松本部長 補足しますと、全国から検査担当職員を集めて、集中的に1週間なり2週間なり研修を行いますので、宿泊です。

木場課長 ベッド数は40でございます。

小幡主査 そこに張り付いている職員の方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

木場課長 職員は3名おります。

小幡主査 そこは、教える方は別に連れてきている、そういうことですか。

木場課長 その職員がやるものもありますし、専門的な部分は、地方の職員がそこで講師としてやったり、いわゆる上級の検査官がやったり、あとはいろいろ、新技術ということになりますとメーカーの方に来ていただいて講師をお願いしているというような状況です。

小幡主査 そうすると、その施設の管理運営についてということですね。非常に小さい規模になりますかね。

松本部長 施設だけではなく、研修そのものです。

小幡主査 そうですか。

それと、検査機器の保守管理というのは、その検査機器というのは、いわゆるユーザー車検というものの検査機器ですよ。

松本部長 この検査場が93カ所ございますと御説明しましたけれども、そこに設置されている検査機器の保守管理です。

小幡主査 今は職員でなさっているということですが、そうすると、ここの保守管理に張り付いている職員の数はどのぐらいいらっしゃるのですか。

木場課長 直接保守管理といえますか、それ用の要員というのではありません。具体的には、例えば故障したり、例えば定期的な点検、これは外注しております。

小幡主査 その外注しているのを包括的に担ってもらおうということですか。メンテということですかね。

木場課長 はい。大体全国規模で3億円程度の規模になるのではないかと考えています。

小幡主査 今回、初めてこの市場化テストの提案が出てきているのですが、それはそれとして、今回お聞きしたもので進めていただければと思います。ただ、我々のほうでは、1次ヒアリングで議論しましたように、いわゆる車検についての審査そのものの業務について民間に委ねられないかということを申し上げているわけですよ。それについては、一切ないというお答えのようでございますが。

松本部長 申しわけありませんけれども、論点ということで御説明させていただいたとおりです。

小幡主査 指定整備工場のほうの不正についての例をお挙げになりましたが、既に指定整備工場が7割ですね。そうすると、もう既に7割民間にやらせている。その民間で不正があるのは困るということ、残りの3割の分についてどうかという話の文脈で持ってこられてもあまり意味がないのですが、国土交通省としては、この指定整備工場等民間に委ねた部分について、いかに効率的に不正がないように監督していくか、そこに重点を置いていくことになるかと思えます

し、この指定整備工場以外のユーザー車検について民間に委ねた場合にも、同じように、どういうふうに民間を監督していくか、そこが一番のポイントになってくると思います。したがって、最後の砦とおっしゃったのですが、この例は、指定整備工場以外について民間に委ねられないという理由にもならないと思います。

どこを民間に出すかという議論の中で、街頭検査というのがございますね。

松本部長 はい、呼び方は街頭検査です。

小幡主査 これは、年間どのくらいやらなければいけないというのがあって、達成するのが大変なような状況のようでございますが、これは警察官と一緒にやるわけですよ。

松本部長 そうですね。実際に走っている車に止まってもらって、路側に誘導するわけですが、それはやはり警察の力が必要です。

小幡主査 これは非常に大事な検査業務だと思いますが、例えばこういうものを民間に委ねるという可能性はありませんか。いろいろな可能性があると思いますから、お聞きしているのです。

松本部長 それも中で議論した範囲ではございますけれども、むしろ街頭検査というのは、来る車を全部呼び寄せざるわけではなくて、やはり今日はこういうことをやろう、こういうことをやろうとある程度打ち合わせをした上で進めていきますが、大体が、程度の悪い車と言うと語弊があるのですけれども、改造された車ですとか、傷みの激しい車を呼び止めます。警察は、公権力としてはとめることができる、誘導することができるのですけれども、検査の本質というのは、繰り返しになりますが、基準に合っているか合っていないかというところになるわけです。その部分は、むしろかなり難しい車がたくさん来るのでちょっと無理かなと考えています。

最初に申し上げましたように、そもそも民間にはそういうノウハウがないと考えておりますので、そこで無理なのではないかと。

小幡主査 そこに、民間にノウハウがないと言ってしまうと、自動車の整備というのは。

松本部長 整備はできるのですよ。整備の能力はすごくありますよ。

小幡主査 整備ができる場所が見分けることができないということは、考えにくいですよ。

松本部長 実際に、わからなかったら法人に問い合わせとか持ち込みをするのですから。

小幡主査 そこは、どの程度のレベルの人に頼むかというところがもちろん大事だと思いますが、指定整備工場は非常にたくさんの検査員がいますね。

松本部長 はい。

小幡主査 これも一応資格なわけですよ。そのレベルの人よりは、もう少しレベルの高い人に、ユーザー車検の整備をやらせるという可能性も当然あるわけですから。

松本部長 ちょっとわからないのですけれども、済みません。

小幡主査 つまり民間にノウハウがないとおっしゃっても、こちらとしてはなかなか理解できない。

黒川専門委員 少しそれに関連するかもしれないのですけれども、今日お出しいただいた民間業者の不正というか、こういうものはチェックに行かれたのですか。どうやってこのペーパー車検というか、これはどうやって知ったのですか。

清谷課長 これは、そもそものきっかけは、その整備の能力を上回った整備台数をやっているというところがきっかけで、ちょっとそういう形です。

黒川専門委員 わかりました。お聞きしたかったのは、世の中全体として大切なことは、きちんと整備された車が走るということが大切で、そのためにどのような仕組みをつくるかに尽きるわけですね。それで、民間とこちらのほうと一緒にやっているとありますが、民間のほうでこういうことがあるということであれば、民間のほうできちんとやっているということとどこかがチェックする。今のはやりで言えば監査の監査みたいな、検査の検査というものが、今世界的な潮流です。

それで、検査の検査というようなものを民間の業者がやっているところを、私はよくわからないのですが、どこがやっているのでしょうか。それとも、ここがやる担い手になり得るのでしょうか。要するにどの程度民間がきちんとやっているかをチェックする機構というのは、どこがあるか。

松本部長 この場合の民間車検工場のチェックということですか。

黒川専門委員 そうです。

松本部長 国の職員がやっています。

黒川専門委員 それは、国の職員は何人ぐらいいるのですか。

松本部長 全国で300人ちょっとです。

黒川専門委員 300人ぐらい、なるほど。それで、その国の職員の方とこちらの検査独法とは、どのような関係になっているのですか。

清谷課長 組織的には関係ないです。ただ、人事的には関係しています。

黒川専門委員 やはりそうでしょう、人事的に関係していますよね。恐らく同じそちらが言っているノウハウを持ったような方を見るのでしょうか。事務の方がきちんとやっているかどうか見に行くのですか。

松本部長 いいえ、そうではないです。

黒川専門委員 そうではないですね。やはり細かく、検査内容自体も見るのでしょう。こういうところをきちんとチェックしているかというようなところを。

清谷課長 検査というか、整備。むしろ検査ってなかなか見づらいのです。整備の実施状況が主になります。

黒川専門委員 それをチェックしている。そうすると、そういうような技術系の方が両方にいるわけですね。交流もしていて、見るというイメージですね。なるほど。

こちらのその300人で、民間の7割のチェックをどのぐらいのサンプリングでやっていますか。

清谷課長 2万9,000工場あるのですが、年間に平均すると1回少し。

黒川専門委員 年間で1回ぐらい見に戻る程度ですか。

清谷課長 2回を目標にしているのですが、なかなかそこは行けないと。

黒川専門委員 なるほど。そこをもし、さっき言った大目標は、日本全国でどれだけ不正がないように、いい車が、きちんと整備された車が走るということですが、その300人という定

員は、多分、国家公務員だともう全然増やせないし、あるいは厳しいと思うのですね。減っていく可能性があるかもしれませんが、そこをこちらのほうの独法で応援するというようなことは全然あり得ませんか。300人のほうが、こういうような不正が出てきた。だから、やはりもうちょっと検査の検査というものをきちんとしていこうよねというような、今日はちょうど国交省の方もいらしているから、そういうような発想で、そういうことは全然考えたことはありませんか。

松本部長 検査のほうも、今、独法になっていますけれども、定員を相当絞り込む方向ですね。

黒川専門委員 そうだよ。僕、政独委のメンバーなので、だから大変でしょう。

松本部長 減っていますので。

黒川専門委員 大変でしょう。

松本部長 ええ。

黒川専門委員 目標はもうわかっているのだから、世の中全体のどうしたらいいかという。だから、そのときに、300人の定員だと大変かもしれないなと思ったときに、こちらのほうが何百人もいるのだから、全部で800人だけでも、技術系はどのぐらいいるかわからないけれども、大変ノウハウのある方だとさっきからお聞きしているので、そういう方が検査の検査のほうに行ってもうちょっと実行するとか、今日エビデンスを出してくださったのだから、民間でもこういうこともあるよと、そういうことは考えたことはないのですか。

松本部長 非公務員化している独立行政法人が、整備工場の監査というのは、本当に行政処分に直結するのですね。ここにも書いてございますけれども、圧倒的な不利益処分ですよ。この判断をやるというのは、ちょっと今のところ考えていないです。

黒川専門委員 考えていない。

松本部長 はい。

黒川専門委員 でも、いずれ何かこういう民間のところの不正というものはもうちょっと具体的にチェックしていったほうがいいのではないかという状況になったときに、人がいないということになったときに、考えたら、こちらが格好の、こうやって研修もされている、それから新しい車がどんどん出てきましたよ、技術がね、日本の車は特にそうです。自動車が僕も好きですから。そういう経験を積まれた方がこちらにいるということであれば、この人材活用という点で出てくるような気がしてならないのです。そういうような状況をずっと数年先まで踏まえたときに、一体今のこの体制で、街頭検査が重要であると言いながら、街頭検査のほうも年間の目標を忙しいのでなかなか達成できないとさっきから聞いておりますけれども、そういうような状況であれば、この体制では、何か工夫をしていかないと今のままでは無理なのではないかとお聞きしていて感じるのです。

そのときに、例えば一部ずつでも民間に、将来のことを考えて少しずつ試してみようかというようなことは、常識的に考える、あるいは僕が経営者だったら将来のことを考えてちょっとやっておこうかなと、そういうふうに思えるのですけれども、何か今日、僕は今年初めてここにいる

のですが、何かずっと対立して、どんどんたたいているような話では、全然前に進まない。だから、私が今言ったようなことは全く机上の空論ですか。

小幡主査 いかがですか。

松本部長 考えたことはないとしかちょっとお答えできないですけども。

黒川専門委員 それでは結構です。

小幡主査 もう少し国交省さんとしては全体を見て、すでに7割も指定工場に委ねていて、そこで不正があったらすぐに失敗と置いていらっしゃるかはわかりませんが、それを失敗ではなく、いや民間に委ねてよかった、不正もないように効率よく監視しながら運営していくという方向に持っていくしかないですよ。そういう視点から今、黒川専門委員がおっしゃいましたけれども、このユーザー車検に割いている独法の職員の人数が、絶対に自分でやらなければいけないか、もっとやらなければいけないことがあるのではないかとというような視点から、本当に何をすべきかを考えていただきたいと思います。つまり、黒川専門委員がおっしゃるように、整備をきちんとした車が1台でも多く走ることが理想ですよ。その目的は変わらないわけですから、そのためにどういうやり方をするかという工夫のしどころだと思うのです。

ほかの委員、いかがでしょうか。

逢見委員 今日示したニュースリリースで指定工場が処分されましたという御説明、これはなぜ出されたのかよくわからなかったのです。要は、民間には不正がありません、しかし、検査工場は不正がありませんということと言いたかったのか、民間の質が低い、しかし検査工場は質が高いということを立証する資料なのですか。何のためにこれを出したのですか。

松本部長 ニュースリリースをこの場にとという意味ですか。

逢見委員 はい、この場で説明した理由を知りたいのです。

松本部長 最初に御説明したように、民間車検工場に委ねていますが、そこも監督していますが、それでも不正が起こった例でありますということの一つ例示的に申し上げたかったのは、今までの議論で、整備工場についてはある程度事後チェックが可能ですけども、検査だけを委ねる場合には、事後チェックが相当難しくなりますということをおっしゃって、前回の議論を少し下敷きにしてそこを省略して御説明した結果なのですが、ですから逆に、検査だけを民間に、市場化するということが非常に難しいということの理由の一つとして申し上げていたということがあります。

それともう一つは、最後の砦とおっしゃいましたけれども、私は関所みたいなものだと思うのですが、そこはやはり国ないし国に近いところがしっかり押さえなくてはいけないのではないのでしょうか。市場化する場合には、民間で不正が起こった。それをさらにチェックしにくい市場化テストの結果の検査だけを民間に委ねたものがもう一回チェックするというのは、ちょっとできないのではないかとおっしゃって、それを申し上げたくてお示したわけでございます。

内山専門委員 よろしいですか。その点も含めまして、これも以前から申し上げていることなのですが、やはり市場化テストする場合には、かなりさまざまある民間業者の中でも特に優秀なものを選定するということがいろいろできるわけですよ。そういう意味では、不正が起こった

り、あるいは能力の低い業者が入ってくる余地というのは、かなり低くすることができるということがあります。そうすると、普通のこういう指定工場でちょっと不正があったからといって、すぐそれが、市場化テストをやるとすぐ不正が起こるのだというのは余りにも短絡的に過ぎると思います。そこは、やはり事前の業者選定のときに非常に注意して選定するということ、そして、事後的にも幾らでも事業を監督するということが可能だと思うのです。例えば、市場化テストを受託した業者が、実際どういう検査をやっているかということ抜き打ちで検査するとか、あるいは何らかの形でモニタリングの仕組みをつくっていくとか、それは幾らでも可能だと思います。事前と事後の監督ということをしっかりやれば、問題が起こる確率はかなりの程度低くできるということも、これも以前から申し上げているのですが、これについて必ずしも説得的な答えをいただいているとは思いません。

もう1点は、ノウハウの問題、「がた」か遊びかというような話についても以前から伺っているところなのですが、逆に言えば、もうちょっと視点を変えて言うと、新人の検査員の方が入れられたときに、それはどういう形で技能を習得していくのですか。それは当然引き継ぎということをするわけですね。

小幡主査 独法の職員としてね。

松本部長 引き継ぎではなくて、初任のときから何回かプログラムしていますけれども、先ほど申し上げた八王子の研修センターで集中的にレベルごとに研修を行うということと、あとはOJTですね。放課後といいますか勤務時間が終わった後も含めてですけれども、そういう場合もあります。現場での技能、知識の伝達というのですか、そういうものによって育成していくわけです。

内山専門委員 それは、やはり市場化テストを受注した業者に対してやることは可能だと思います。同じような形で、若干、期間は短くなるかもしれませんが、そうやって引き継ぎ期間を設ける、あるいは同時並行的に、まさにOJT的にやるということで、それによってノウハウを民間にも持たせていくということ、これは不可能ではないと思います。かつ不適切でもないと思います。決してそれは国家が独占すべき秘密ではないと思います。それは、逆にむしろ民間にシェアしたほうが、より安全な自動車が生まれるということを考えれば、それは十分可能だと思います。こういった点についてどうかということ。

もう一つ、指定整備工場で、よくわからない場合に問い合わせが来るとちょっとおっしやいましたが、どの程度頻繁にあるのですか。あるいは合否判定が難しく検査を拒否する割合がそんなに頻繁にあるものなのでしょうか。

清谷課長 まず、問い合わせ自身は、私は整備課のほうとしては知らないですけれども、よくディーラーの工場なんかに行きますと、入り口のところに「不正改造車お断り」と書いてある。もう入るところから入れないというような整備工場は、世の中に山とあります。ですから、割合とかそういうことは言えないです。最初からお断りですから。そういうものはやはりないです。これまで訓練をされたこともないです。自分たちで整備をするというのは、よりよくするのは必ずやっています。保安基準というぎりぎりの基準というのは、タイヤも丸坊主のところ

ではなくて、ちょっとだけ溝があるところが基準のぎりぎりのところなのです。整備工場の場合は、そういうときにはお客さんに勧めて、新しいタイヤに交換してもらうという行為をまずした上で最終的に判断をします。だから、そういう意味でぎりぎりの判断というのは、整備工場の検査員は訓練を受けたことが全くない、車自身も見たことがない。

一方で、検査の独法の職員は、毎日いろいろな車が来る中で、上司から、この（ライトの）色はバツにする、この程度になるとマルにするというような訓練を毎日いっぱいやっているわけです。だから、それは何年もかかる訓練で、今でも検査官としてきちんと認めてあげるところまでは数年かかるだけの、毎日100台見ている中で、数年かけてそういうふうにして仕上げていくというような活動が常にあるからやっていけるということなのです。

ですから、単年度でどこかに任せて訓練を受けてということになると、単年度でも全然足りませんし、何年かかけて訓練しても、それからようやくできるという形になるので、秘密でも何でもないのですけれども、実際にぎりぎりの判断というのは、そういう難しさが現場ではあるということをお聞きいただきたいと思います。

内山専門委員 そのぎりぎりの判断が適切かどうかというのは、どこで担保するのですか。

清谷課長 最終的には、本部が直轄でいろいろと相談に乗って、その中でやっていくということだと思います。本当のぎりぎりのとき。

内山専門委員 本部が、要するにセンターがこの程度と言えば、タイヤの溝が1ミリだけど、これで大丈夫かどうかみたいなところは、何かある程度客観的な指標みたいなものはあるのではないの。どこまで客観化できて、どこまで職人芸みたいな世界でやるのか。

清谷課長 タイヤは割にわかりやすいです。

内山専門委員 そうですけれども、どこまでが職人芸の世界で、どこまでが客観基準が可能な世界かというのは、それが、今までは確かに、日本では職人芸的な世界で、俗人的な専門知識、専門性といったものが重視されてきましたけれども、やはり今、どんどん環境も変わってきてまして、これだけ人事の流動性、人材の流動性なんかも高まってきてまして、ここはもうちょっと欧米 必ずしも欧米的なものがいいとは限りませんが、欧米的なスタンダードといいますが、知識の客観化、共有化を図っていくという方向に少なくとも中長期的には持っていきたいと、なかなかこれ回っていかないと思うのですよね。

もちろん、明日から市場化テストをなさいと言って、難しいという気持ちはよくわかりますけれども、では、ずっと未来永劫それでいいのかということについて、是非ともちょっと問題意識を持っていただきたい。もうちょっと中長期的にそういったマネジメントのあり方、総合的に含めて、市場化テストないしはもうちょっと競争原理の導入的なものを視野に入れて考えていただくことが是非とも必要だと思います。

松本部長 暗黙値的なもの、形式的なものといいますが、定量的な、だれがそれを眺めただけで判断基準がわかるようにできるだけしていこうという努力は常に重ねておりますが、簡単に言うところのどのくらい傷んでいるかという話ですよね。そういうものをいろいろ選んでいるということもありますけれども、場所について、総合的に車を任されて、それが二輪車であろうが、大型トラ

ックであろうが、バスであろうが、乗用車は割と簡単なのですけれども、それらが全部身に着くというのは、実際検査官になるのには今5.5年ぐらいかかっております。それぐらいの期間かかっております。それはまたそれで無駄ではないかと言われるとちょっと困るのですけれども、実態はそういうことでございますので、民間の方に、これは国が独占していて開放しないのだという意味ではなくて、同じぐらいの手間をかけないと育てられないというところがありますので、そこは御理解いただきたいと思うのです。

内山専門委員 検査官になるのに5.5年とおっしゃいましたね。何か見習い検査官というか検査官補みたいな身分があるのでしょうか。その辺はどういう形ですか。正式な検査官というのは、何か資格みたいなものがあるのですか。今5.5年かかるとおっしゃったのは、どういう計算ですか。

木場課長 いわゆるそういう検査官として理事長が任命するのに5年ぐらいかかっているということでございます。最終的な保安基準適合性の判断といいますかその権限を持つのが、それぐらいの期間をかけて養成しているということです。

内山専門委員 身分的にはどうなっているのですか。見習いというか何か。

小幡主査 5.5年より前の職員の人は何をしているのですか。

木場課長 それは、いわゆる検査場の中でいろいろ誘導したりとか、検査機器の操作、こういった業務をやっております。

小幡主査 では、1人では検査できないということですか。

木場課長 1人ではできません。

内山専門委員 大体1台を何人ぐらいのチームで検査するのですか。

木場課長 1台といいますか流れてやっておりますので、コース当たり2人ぐらいですかね。

内山専門委員 1つは正式な検査官と、あと見習い1人、それぐらいの組ですか。

木場課長 見習いと、検査官とか。人がいるところは、検査官、検査官と見習い。

吉野委員 不正改造が持ち込まれたときに、これは整備工場では手に負えないから、これはもとに戻せと言うのですか。戻させるのですか。

木場課長 整備工場がですか。

吉野委員 整備工場ではない。

小幡主査 ここに持ち込まれたら、独法で。

木場課長 それは当然、通りませんから。

逢見委員 直せと。

松本部長 単に通せないものもありますけれども、かなり劣悪というか質が悪くて、相当違法状態だという場合には、整備命令という処分がありまして、それは国が行いますが、国と連携して、最終的には整備命令という処分になります。

吉野委員 その処分ができるかできないかが、指定工場とこの独法との違いなのですか。

松本部長 単純に、その車検証を更新できるかできないかです。

吉野委員 だから、今言った処分命令というのは、これは危険だから直せと言うわけでしょう。

松本部長 はい。その処分は国が行います。

吉野委員 これは、では独法の存在の理由にはならないわけですね。

松本部長 よくわかりませんが。

吉野委員 指定工場だったら不正改造を取り扱えないから、独法だったら、それが持ち込まれたらどうするのだと今聞いているわけです。

清谷課長 車検の場合を想定して申し上げております。指定工場に車検を依頼しようとしても、指定工場のほうは、不正改造されている車はうちでは引き受けませんということをおっしゃっている。これは、引き受けること自身は構わないです。整備をして、もとに戻して、それで返すという形にするというのは、整備工場は可能です。だけれども、それを最初からお断りしている場合に、その車が仮に独立行政法人のほうに行ったとしますと、独立行政法人はそれを検査せざるを得ないので検査をします。検査した場合、保安基準に適合しているかどうかを判断します。本当の意味での不正改造というのは、ぎりぎりのところで、一見不正改造に見えても保安基準に適合している場合もありますし、その保安基準の適合性について非常に微妙な判断が求められますので、それで判断して、不正改造車が悪ければ検査を通さない、直してくるまで通しません、検査証を返しませんというような形になるわけです。ですから、直ってくれば、今度検査を通すということで、初めて次の車検期間を超えて走り出させることができるという形になるわけです。

小幡主査 独法ができることは、不適合ということだけですね。整備命令は出せないから。

清谷課長 不正改造車みたいなものについても、的確な判断が求められる。それをしているのは独立行政法人だということです。

吉野委員 僕の判断というか知っている知識が完全に正しいかどうかわからないけれども、実際に整備工場なんかに行くと、言ってみれば不正改造車を持ってくる人の場合はややこしい場合が多い。判断ができないのではないのだ。ややこしいのに巻き込まれたくないからだ。それで、それは、その役割を独法が引き受けている、こういう話がある。

松本部長 そういう側面もあろうかと思えます。独法は、逆に言うと、そういうややこしい人たちを一手に引き受けているので、非常に厳しい環境で働かざるを得ない。

吉野委員 最終的には、処分命令があるから独法としてはそれを引き受けることができる。整備工場ではそれができないから、ということですか。

小幡主査 それは関係ないですよ。

松本部長 はい。

木場課長 そういうことはもう市民の関係ですから、お客を断る、断るまいというのは自由にできるわけですね。でも、検査法人の場合、申請があれば検査をしなければいけない、判断をしなければいけない。幾らこういう怖いお兄さんが来ても、イエスカノー、だめであればだめと。その前に、もう判断に困るから申請しないでくださいというのは、検査法人は言えないということです。

吉野委員 要するに、仮に全部指定工場になってしまったとすれば、不正改造車は永遠に車検を通らないと。日本中全部、こういう話ですか。

松本部長 整備工場が全然不正をしなければ。

吉野委員　そういう話です。それは全然構わないのではないですか。通らないのだから、それで不正改造車が世の中から一掃されてしまうと。

松本部長　今、指定工場に委ねているのは継続検査ということなのですが、その部分については、できるだけ民活を進めていこうと。整備リスクと言っていますけれども、指定工場が分担する部分、今、御承知のとおり7割ぐらいですが、それを上げていこうと思っていますが、理屈としては、済みません、大変失礼な言い方ですけれども、理屈としては100%ということを見ると、何か別のことが起こるかもしれないというのはおっしゃるとおりだと思いますが、そうはならないとは思っております。

吉野委員　では、話をちょっと変えて、独法のというより国交省の主張として、官民競争入札をやったときに手抜き検査が横行すると先ほどほとんど断定されているのだけれども、それは、さっきのニュースリリースなんていう話ではなくて、あんなの一つ持ってきて、どうだなんて言たってだれも納得しない、だからもうちょっと説得的な証明が必要です。例えば過去の何年間の事故について、それらが民間車検で行われたときに、指定工場で行われたものについて圧倒的に多いとか、こういうようなことを言われて初めて説得力があるわけで、ニュースリリース1枚こうやって見せられたって、そういう話はなかなか納得できないのですよ。そういうものを証明することはできますか。横行すると。

松本部長　不正車検が。

吉野委員　横行すると。

松本部長　発見しにくい、チェックしにくいという意味で、民間車検工場を監督していますけれども、それよりもそちらのほうが起こる可能性が高いという意味で申し上げております。

吉野委員　どうしてそういうことが言えるのですか。

小幡主査　そこは、内山専門委員が言われたように、能力のある人を選んできちんと監督をすることによって、そのような心配がないのではないかということについてのお答えは不十分なわけです。

清谷課長　能力のある人たちというのを、我々としては、指定整備工場はかなり能力があるということでやっています。

小幡主査　整備工場とは、数的にもはるかに違いますよ。

清谷課長　それは、整備工場の中で非常に能力があるということで信頼してやっているのですけれども、それでも出てくると。

内山専門委員　それはさっき言ったので、ただ、2万9,000のさらに上澄みをとれば。

清谷課長　なおかつ、どんな大きなところでも、日本最大のメーカーの系列ディーラーでも、不正で処分を受けている事態も結構ございます。ですから、何をもちて信頼するのが。

小幡主査　時間がもう超過しておりますので、いろいろ委員から意見もあったのでおわかりだと思っておりますが、1つ御提案いたしたいのですが、幾つかある、例えば大きな検査施設であると、多分複数のラインがあるのですよね。1台だけではなく、流れ作業で何台かレーンがあるわけですよ。市場化テストというのは、まさに民間が優秀であるかのテストですから、優秀な人を選

べるか、それからどういうモニタリングをして監視できるか、そういうことも含めて、市場化テストを複数のレーンのうち1つあるいは2つ、それはどういう箇所を選ばれるかはそちらの御判断ですけれども、つまりある一つの施設の中で並行的に民間に委ねたところのレーンがあるというようなことを考えられないかということ再度御検討いただきたいと思ひます。

そうであれば、目の光らせ方というのかなりできると思ひますし、それでどのような不具合があるかを探るといふ可能性もあると思ひます。吉野委員が言われたように、再度、今日持ち帰って考えられて、例えばもう少し包括的にできるといふ御判断になれば、もちろんそれでも結構ですけれども、今、私が申し上げたようなことも含めて再度お考えいただきたいと思ひます。その結果は19日までに事務局まで御報告いただきたいと思ひますので、今の御説明にはなかなかみんな納得しておりませんので、是非、御提案いただきました最初の案のほかに本体業務についての話として、もう少し業務を広くとらえて官民競争入札を導入する方向での検討をいただきたいと思ひております。19日までに報告いただければと思ひます。

それでは、どうもお忙しいところありがとうございました。

松本部長 どうもありがとうございました。

(自動車検査関係者退室)

(国際観光振興機構関係者入室)

小幡主査 お待たせいたしました。

続きまして、国際観光振興機構の業務ということでヒアリングを行いたいと思ひます。国土交通省本保総合観光政策審議官ほかの皆様にお出立いただきしております。

本日は2度目のヒアリングということでございまして、前回から追加の資料を提出いただいておりますので、その内容を中心に5分程度で御説明をお願いしたいと思ひます。

本保総合観光政策審議官 それでは、追加の資料に基づきまして説明をしたいと思ひます。

2つの要素が入っておりますが、1つは「JNTO海外事務所業務に係る市場化テストの導入」でございますけれども、最初の趣旨のところは省略いたしますが、考え方の2つ目の項目でお示しておりますように、JNTOの海外事務所業務のうちコア業務、具体的には、事業目標の実現を担保するための企画立案とか調整に係る業務でありますとか、あるいは政府観光局としての公正中立な立場に基づいて、旅行業界などのキーパーソンとのネットワークを活用して実施する業務以外の業務であって、ある程度まとまりがなければ外に出しても意味がありませんので、一定のまとまりのある業務についてアウトソースすることを検討する、こういう考え方で物事を整理しております。

具体的には、その対象事業にありますように、旅行博覧会とか展示会等への出展事業のうち、本質的な企画調整にかかわる部分以外のところすべてを民間競争入札で行うということを検討したいということでもあります。

そこにありますように、例示としましては、どういうイベントに出展するかとか、大体単独ではなく、旅行業界とか航空業界と組んで出しますもので、そういう相手方の選定、それから最終的には結果責任を負いますので進行管理、こういったものにつきましては自ら実施することにいた

しまして、それ以外の出展の申し込みとか、共同出展者の募集にかかわる具体的な連絡業務、それからブースデザインの作成とか施工、これは現地にいる人が一番よくわかるわけですから、そういったものにつきましては包括的に競争入札に付する、こういうことを検討したいと思うのであります。

その実施のプロセス、手順の考え方でありませけれども、あらゆる事務所で行っている業務という考え方もありますが、御案内のとおり、海外事務所の業務は各国言語でやっておりますので、すべての言語で、かつそれぞれの国における入札あるいは手続を踏まえたものをするというのは業務的にもちょっと無理がありますので、ステップ・バイ・ステップということで、まず1～2カ所で行ってみてはどうかと。例えば、英語圏で行ってみるとか、英語が通用するところでやってみる、こんなことを考えたいというものであります。

実施についての考慮事項でありますけれども、本当に効率的で効果的な事業実施という意味では、応札手続がきちりできなければいけないと思いますので、その辺も検討したいと思います。どんな形で公告をするのかとか、どういう対象の業者さんに声をかけるのかとか、その辺を整理する必要があると思っております。

ちなみに、業務費ベースでは、JNTOの海外事務所で1億1,000万円ぐらいの仕事をしておりますけれども、そのうちの4,000万円分ぐらいが対象になるのかと見ております。これが1つ目です。

2つ目は、「通訳案内士試験事務に関する民間競争入札の実施」であります。これは前回の御説明のときにも方向性についてお話し申し上げており、また御指摘もいただいております。でございますけれども、最終的な試験実施の結果責任が問われる部分と、それから法律上、国がやりなさいとされている事務、これ以外はすべてアウトソースをするということで、具体的に言えば、試験委員の選任、これは法律でやりなさいと書いてありますので、この部分は自ら実施する必要があると思っております。また、試験の具体的な業務はほとんど委託できると思いますが、最終的に適切に運営されて管理されているかどうかという、その責任は、実施者であるJNTOが負わなければいけませんので、それ以外ということで、1から8に列記してありますように、通常、試験といったときに想定される行為のほとんどを入札で民間にお願いするということを考えたいと思っております。

詳細については今後検討してまいりたいと思っておりますが、例えば、試験会場単位に入札を実施しなければいけないような4、5、6といった業務につきましては、特定の試験会場だけではなく、全部の試験会場を対象にして入札にすることにしたいと思います。

実施の予定時期であります。来年の分は、事実上、もう手続が進んでしまっていて後戻りができませんので、平成20年度中に入札公告をしまして、21年度の試験分から事業開始ということで対応を考えたいと思っております。

説明は、簡単ですが以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました事項について質疑を行いたいと思っております。時間の制約が

ございまして、国土交通省からの御回答も含めまして11時50分ぐらいを予定しております。

それでは、いかがでしょうか。

まず、通訳案内士試験事務については、比較的広く対象業務ということで御提案いただいているようございまして、大体この形でお進めいただければと思っております。

今回の提案で職員の削減等が行われるということになりますか。

本保総合観光政策審議官 実は専任で2人の人間がついておりますので、この仕事が全部うまく任されれば減らすことができると思うのですが、取っかかりは、適切な業務運営がされているかどうかということも必要になってきますので、直ちに削減ということにはならないと考えております。

小幡主査 そうですね、当初進めていくやり方等もあろうかと思えますけれども、将来的には、うまく軌道に乗ればということも考えられますね。

本保総合観光政策審議官 今大体この試験というのは、試験料収入で8,000万円強あるのですが、実際1億円ぐらいかかってやっておりますので、完全に切り離すことができればうれしいというのがJNTOのポジションだと思うのですが、実際の試験になると、どうしてもある程度可能性みたいなものもありますので、応援をしたりしなければいけないこともありますし、試験委員との連絡その他で結構人手がかかっているのが実態ですから、多分、持ち出しが残るのだろうと思っております。

小幡主査 いずれにしても、今後、実際に実施するに当たっては、いろいろ詰める作業が必要かと思えますので、これは監理委員会事務局とも連携していただきたいと思えます。

本保総合観光政策審議官 はい。

小幡主査 海外事務所業務は、なかなか今まで前向きな回答がなかったものですから、新規提案があったということにつきましては、一定の評価をさせていただきたいと思えます。ただ、他方で、海外事務所業務本体についての見解というのは変わっていないということでしょうか。

本保総合観光政策審議官 例えば、情報提供がどのぐらいスムーズになされるかということについて、過去何度かご議論いただいていると思うのですが、そののところ、例えば情報の得やすさという観点からすると、あるいはもっと大事なことですが、提供する側がスムーズにやってくれるかどうかということについては、基本的なところで大きな変化はないと思っています。一言で言って、官に出すのと民に出すのと、どちらが素直に出してくれるかと言えば、取りやすいのは官のほうというのは、これは否定できないと思っています。ただ、どの程度業務の実行上、差があるような情報の出方になるのかということについては、これまでも議論がありましたし、いろいろ御議論があるということで承知しておきたいと思えますが、それ以外の点でちょっと1点だけ申し上げたいと思えます。

今、御案内のとおり、JNTOの海外事務所の業務というのは、13の事務所を置きまして、わかりやすく言って、全部直轄でやる、こういう業務展開の仕方になっていますが、必ずしもこれが絶対だとは思っておりません。当然、営業所、事業所の展開でありますから、直轄で全部やるというのもありますし、かなり現地化を進めるというのもありますでしょうし、場合によっては

代理店という形で業務の委託をしているというものもあると思います。つまり多様なやり方で、最も効率的な姿を目指すのが経営として当然だと理解しておりますので、その中にはオプションとして一部の業務を、あるいはかなりまとまった業務をアウトソーシングしていくということもあると思っております。そういう考え方で、これはJNTOの業務全体をどう展開するかということと一体だと思っておりますので、そういう観点から、より効率的にする方法を考えていきたいと思っております。

小幡主査 情報の得やすさなどについても今まで繰り返し議論しているところでございまして、また私が同じことを言っても時間が無駄ですので、他の委員の方で何かございますか。

逢見委員 私は1回目のヒアリングに参加していませんが、前回示された資料で外部資源の活用状況というのがあって、委託に出せるものは既に出していますと。ここに、例えば海外の展示会等におけるブース出展の設計業務や運営業務を既に外に出していますと言っていますが、今回の市場化テストの提案で、今までアウトソースしていたものから拡大しているものというものはあるのですか。

本保総合観光政策審議官 はい、そうでございます。

平田課長 これまで外部委託していたのは、展示会のブースの設計業務、それから運営というのは、そのブースでアンケート調査をやってもらうとかアテンドの業務、こういった比較的単純な業務は外部委託していたところですが、今回それに加えまして、共同出展者との間の連絡調整業務、それからこういった見本市は、主催者との出展の申し込み、どんなブースの場所を割り当ててもらおうかといった調整業務もあるわけですが、そういった共同出展者、主催者との連絡調整業務、こういったものも含めて市場化テストにかけたいということでございます。

逢見委員 第1回目の資料だと、契約実績が4億7,600万円で一般競争入札5,900万円、随契が4億1,700万円と。今回市場化テストに出る部分は、実績としてどのぐらいの金額が想定されるのですか。

平田課長 今回出るのは出展業務、全海外事務所を含めると4,000万円程度でございます。それから、随契4億7,000万円ということで資料に上がっておりますけれども、これはほとんど東京の本部の賃貸借契約に係るものでございます。

逢見委員 そうすると、金額的には余り大したことないということですかね。それよりも一般競争入札のほうがまだ多いということですか。今回、市場化テストをやる以外に持っていた従来外部委託していたもののほうが多いのですか。

小幡主査 それをまとめてということですか。

本保総合観光政策審議官 従来やっていたものも含めて5,900万円ですから、プラス4,000万円。

逢見委員 今言った4,000万円というのは、従来にプラスして、そういうことですか。

平田課長 海外事務所全体の事業費が1億1,000万円程度で、このうちの4,000万円程度がこの出展事業に係る事務費です。

小幡主査 そうすると、自前でやっていた4,000万円と、規模は結局幾らになるのですか。

平田課長 規模は結局4,000万円。

小幡主査 やはり4,000万円ですね。

平田課長 最大、全事務所でやって4,000万円。

小幡主査 余り大きくはないということですね。ほかに何かございますか。

吉野委員 先ほど本保さんがおっしゃった話で、海外事務局を効率化していく、こういう話をなさったのだけれども、一方で、海外業務をこれから強化するのだということを言っていますよね。これはどういうふうに説明されるのですか。

本保総合観光政策審議官 先ほど御説明申し上げたのは、むしろこれからの方向性みたいな話で、正直申し上げて、私自身も今までの仕事の仕方が直営一本槍で柔軟性に欠けるなど。やはりいろいろなやり方がある、それを効率的にやったほうがいいと思っていますので、それは直営から改めていくというのは、本部による管理運営の仕組みも併せて変えていかないと、きちんとした執行管理ができなくなりますので、それをセットとしてこれからやっていこうということで申し上げているわけなのです。これはこれからの話なのですが、それ以前に、まず内なる改革なり業務の効率化ということをしなければいけないことも、これは言うまでもありませんので、それはそれでもう既に手をつけておりまして、例えば本部の組織体制の見直しでありますとか、それからできるだけ海外で仕事をさせることが重要でありますので、本部の人員、それから投入資源、人以外のものですね、これを削減して海外に持っていく、こういうことを今検討させています。これは、来年度からでもできるだけのことをやろうと思っています。

それから、職員の現地化、これは多少、実はこれをやるためには、他省庁から出向している人に帰っていただかなければいけないということもあって、例えば外務省とは相当やり取りしなければいけない要素があるのですが、そんなこともやろうとしております。

あるいは、この間もちょっと申し上げましたが、VJC事務局、これはJNTOがやっていることに対して屋上屋を課しているとか、余りにも多くの方々を業界から来て頂いているとか、あるいは現地からすると二重の指令系統があって仕事が非常に混乱するという批判もありましたので、一元化して一本化するということをやっています。こんなことをやりながら、現地の仕事の強化と、それから全般的な効率化を図っていく、こういうことでございます。

吉野委員 独法としては、やはり規模を縮小する、スリム化するという課題があるわけでしょう。そういうふうに認識されているでしょう。

本保総合観光政策審議官 そこは、この間も正直に申し上げたのですが、JNTOの予算という観点から見ますと、運営費交付金は毎年減っておりますし、それからその中で人件費の単価の低下でありますとか、あるいは管理費の縮減ということが中期計画に従って進んできているのですが、他方で、現実問題として、JNTOがやっている仕事、これは、実務的な面で見れば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンという業務がございまして、JNTOの運営費交付金が21億円に対して、こちらは34億円あるのですが、これの実務のサポートを大きくやっているのがJNTOということで、仕事は増えながら交付金としてもらうものが減るという、正直言って非常におかしな状態になっていると思っております。それは、これもこの間、別の場で申し上げましたけれども、独法の規模を縮小しなければいけないと言いながら、プロモーションの仕事は国の

業務として拡大しなければいけないということでやってきているので、そこが現場で矛盾が出ている。これはやはり独法制度をつくったときの経緯とか、それに対する国の予算のあり方をどうするかということについて、一遍に独法にこれを入れてしまったら、むしろ独法が肥大になってしまうということで難しいことになっているのですが、正直、非常に矛盾があるなど。これをどう解決するかといったら、本質的な業務としてやっていかなければいけないと思っています。

吉野委員 おっしゃるとおりだと思うのですよ。当初のVJCが始まったときに、なぜこのJNTOのあり方について本質的な議論をしなかったのだろうというのは、国交省の大変な怠慢だったと僕は思っているのだけれども、怠慢であるかないか、それはいい。けれども、取りあえず、とにかくそれでもやらなくてはいけないことはある。非常に重要な課題がある。一方で、独法をスリム化するという課題がある。これを両立させるためには、全く民間委託、あるいはアウトソーシングすること以外ないではないですか。それは当面をしのぐ、当面の課題をクリアするだけにすぎないので、長期的に日本の観光行政、観光政策を本質的、本格的に展開するためには、今おっしゃったように、ゼロからもう一度議論をし直すということは、僕も必要だと思うのです。そこでは、この独法のあり方そのものもきちんと見直すということが必要だと。

しかし、今現在、とにかくこの矛盾したテーマを抱えているのだったら、アウトソーシングするしかないではないか。それも、もっと徹底してやるしかないではないかということは明らかです。

本保総合観光政策審議官 アウトソースするときの範囲のとらえ方の問題があると思うのですね。JNTOという組織は、大きく言えば国の外延組織ですね。それはやはり国の機能としてやらなければいけない部分も専門性を持って、かつ国と違って、もうちょっと柔軟な業務運営ができるところにやらせるということでやっているわけですけども、これをどの範囲でアウトソースするのか。要するに国以外の契約機関でやらせるのかどうかというのは、かなり本質的な問題だと思うのです。市場化テストの問題を超えて、独法という組織のあり方とか国の機関としてどういう業務をやらせるのかということもさかのぼらなければいけない作業ではないかと思うのですけれども。

それから、もう一つ大事なポイントですけども、業務をやる以上は、業務について結果責任を負って、効果的な仕事をしなければいけないと思うのですが、アウトソースが直ちにとられるべき手段だとは私は思っていません。民間だって、いろいろな仕事をするときに、アウトソーシングというのは1つのオプションとしてとらえています。私も郵政公社でそういうことをさんざんやってきましたけれども。しかし、アウトソーシングというのは、プラスの面もありますけれども、マイナスの面があることも事実だと思うのです。品質管理をどうするかとか、人の問題をどうするかとか。

吉野委員 だが、今現在のJNTOの実態を見れば、例えば支出経費のほとんど3分の2ぐらい人件費でしょう。その費用を切りつめるために現地の人なんかには話を伝え聞くところによると、観光業であるのに、旅行費、出張費も出ない。ボールペンも満足に使えないとか、こんなような状態で一生懸命やっているわけですよ。かわいそうに、JNTOの現地の職員たちは。だから、

それを本格的に強化するとしたら中身を強化しなくてはならない。だから無駄な人件費を減らしていく、それしかないではないですか。これはもう常識的な話だと僕は思うのですね。

本保総合観光政策審議官 無駄かどうかについては、評価委員会でもって御議論もあると思うのですけれども。

吉野委員 観光の中身なんか全然知らないほかの省庁から来た高給取りの出向者などがそういうところに居座っているなんていうのは、どう考えたっておかしいと思う。だから、今おっしゃったようにそういう無駄な人間は取り替えていかななくてはならないというのは、もう大いにやるべきだと思うのだけれども、もっと抜本的にやろうとすればこのコア業務について、市場化テストを非常に有力なツールとして使えるのだろうと思うのだけれども。

本保総合観光政策審議官 繰り返しになりますが、アウトソーシングという手段が経営効率化の手段として直ちにとるべきかどうかということではないと思うのです。やはり、本当に自分のところの経営効率を改善するという観点から、それはベストの方法かどうかという見極めもしないで直ちにアウトソーシングする企業はどこにもないと思います。そういう見方でまず物を考えなければいけないと思います。

小幡主査 それは、いつか見極めなければいけないですよ。

本保総合観光政策審議官 もちろんです。ですから、オプションとして考えると申し上げたのですが、それはV J Cの事業も含めて、J N T Oの仕事の仕方をどう展開するかということを整理しなければいけないと思っています。

小幡主査 その整理をしていただきたいということでヒアリングを何回も去年から、当方としているわけです。今に始まった話ではなくて、そのためのお考えになる時間というのはもうかなり長い時間あったと思うのです。その上でお考えをお聞かせいただきたいということで今回、経済財政諮問会議から言われた独法見直しのタイミングでもありまして、改めてヒアリングということで来ているわけです。

時間も無いのですが、他の委員は何かありますか。

原専門委員 この件も含め、全体的にアウトソーシングの観点は2つあると思っていて、一つはやはりコスト効率化というのがありますけれども、もう一つは新たな価値創造という観点が全体的にすごく抜けている気がして、民間の活用も効率的に行うのが一つと、従来に無かった新たな価値を創造してもらうために民間を導入するという考え方をもっと取り入れていただけるといいかなと。

今回の話で言うと、イベントの運営とかは、まさに民間の知の宝庫みたいな分野になると思うので、ここはむしろ価値創造の観点にできるだけ任せるといようなプランにしていきたいと思っています。もちろんコストを制約するのは当然ですけれども。そうすると、よりいい市場化テストの試みになるのでないかと。全体的に見て、やはりそういう点が少ないので、その観点をすごく入れていただきたいと思っています。

小幡主査 私も申し上げたかったことなのですけれども、コストだけのために民間にアウトソーシングと言っているわけではないのです。まさにこの市場化テストというのは、どのように日

本の観光を発展させていくかについて、今やや乏しいような気がするので、さまざまな工夫が新しく入ってくるのではないかと、その期待があるのです。ですから是非やっていただきたいということも含めてお話ししているのです。

他の委員の方はいかがですか。

吉野委員 もし、VJCも含めてそういう根本的に仕事の考え方をきちんと整理するとすれば、多分、その中の一つの重要な選択肢として、この独法そのものを改組するという選択肢も入ってくると思うのですよ。だって、当然そうですね。しかし、それを待っていると、本当に何もできないままにどんどん出先がじり貧になっていくという話になるのではないかとということで、取りあえず、とにかく今、可能な出先の効率化手をつけてみたらどうですかということをお願いしているのですよ。

小幡主査 他の委員の方、よろしいですか。

今のご発言との関連ですが、海外事務所機能強化を打ち出されているわけですね。派遣の各省からの人を帰してということをおっしゃいましたけれども、まさにそこに民間の活力を入れて、それによって海外事務所の機能強化というのは、当然考え得るオプションの一つとおっしゃって、今後検討されるような口ぶりではあるのですが、もう昨年からずっと我が方はそういう話をしているのです。オプションの一つとお考えであるのであれば、そのオプションを具体化するプロセスが必要なはずでして、いつそのオプションが選択されるのかという見通しがあれば別ですが、現段階ではその見通しも示されていない状況のようです。今、新規提案のものは別としまして、オプションの一つとしていろいろ考えられると、それはいろいろ考えられてよろしいと思いますが、そのオプションを早く具体化してくださいということを昨年からお願ひしているのです。当方としても、これは昨年からの持ち越しですので、今年は別の、外からの圧力がかった状況にありますので、是非そちらのほうを、オプションとして選択されるというふうにお答えいただかないと、なかなか難しいところがこちらとしてもあるのです。

本保総合観光政策審議官 まとめてお答えしてよろしいでしょうか。

小幡主査 今お答えいただかなくて、持ち帰っていただいてよろしいですよ。

本保総合観光政策審議官 大きな方向性で、もっと抜本的にということについては、ここでステップ・バイ・ステップであるということでお答えさせていただいたつもりであります。と申しますのは、先ほど吉野委員からも御指摘ありましたように、大きな枠組みの中でこのJNTOの仕事のあり方、あるいは海外事務所のあり方を検討するということは、まさに独法の枠組みの中でやるのかどうかとか、国の予算との関係はどうするのかとか、そういうことを総合的に考えていかないと答えが出ない話でありまして、そういう検討を抜きにして、やりますとお答えできるたぐいではないと思っていますので、その意味でステップ・バイ・ステップでしかお答えできない、こういうふうに申し上げているわけです。それで、第一歩をここで示させていただいているというつもりであります。

それから、先ほど原専門委員から御指摘のあった価値創造ということでもありますけれども、2つのことを申し上げたいと思います。一つは、コア業務に集中することで全般的な効率を上げて

いく、あるいはより成果のあるものにしていくということは当然だと思いますし、民にお願いしたほうがプラスになる場合もあると思いますけれども、それは必ずしも保証されたものではありませんので、実際そうなるかどうかというのは検証しないと、民に頼んだら何でもよくなるというふうには私は思っておりません。うまくいく場合もあるし、そうでない場合もある。プラスになる場合もあるし、ならない場合もある。それは、どこにどういう専門性がある、具体的にどういう成果を生むかということをチェックせずに何でもできるのだというのは、単なる思い込みだと、失礼ですけれども思っています。

小幡主査 それはどこでチェックをなさるのですか。

本保総合観光政策審議官 例えば、価値創造のところですけども、これは具体的にやってみないとわかりませんが、どういう受け手があるか、そこがどういう機能を持っているかということを見極めなければいけないと思います。アウトソーシングのときはみんなそうだと思いますけれども。

原専門委員 そう思っているのなら、一度やらせてみたほうがと思いますけどね。やってみなければわからないというのは、おっしゃるとおりなので。

岡本専門委員 審議官のおっしゃっていることはもっともですけども、お聞きしていると、やらないよと言っていることに等しいのですよね。

小幡主査 結局、やってみないとわからないではないですか。

岡本専門委員 総論はまさしくおっしゃるとおりだと思います。でも、各論は、私たちはやりませんとおっしゃっているに等しい。今、そういう状況ではないはずですよ。

本保総合観光政策審議官 少なくともどの部分をどうアウトソースするか。最後は、独法というのは、私は、経営者である理事長が経営責任を持ってやっているはずですので、したがって、ここでは代弁しているつもりでありまして、当該理事長が自分の経営判断で、今おっしゃられたことが本当に適切にできるかどうかという見極めがつかなければ、それはイエスともノーとも言えないということを行っているだけです。

岡本専門委員 ただ1点だけ申し上げますと、おっしゃるように理事長の経営判断だと思います。でも、その経営判断をどうするかということに対して国土交通省は政策責任があるのです。その政策責任の観点で、今まで独立行政法人に対してそういうことを言ってこなかったから、小幡主査がおっしゃったように、外圧が今かかっているわけですよ。そういう判断で、政策責任の部分で国土交通省の審議官としては、やはり独法の代弁というよりは、政策責任のところについての考え方を述べていただきたいと思います。恐らくそれは、昨年度から言われている部分があるのだと、私は昨年いみせませんでしたけれどもね。

小幡主査 時間がかかるとおっしゃっても、この法人については昨年から同じ議論をずっとしています。ですから、理事長判断というのは、はっきり言ってやや逃げているわけで、そうおっしゃられたら、このヒアリングがそもそも成り立ちません。理事長判断の部分は、ここの法人だけの話ではないですからね。時間ももうなくなっていますが、昨年からの持ち越し案件ですので、検討の時間というのは十分あったはずですよ。ステップ・バイ・ステップとおっしゃるのはわかり

ますが、そのステップを、一步を踏み出していただきたいと思ってお話ししているわけで、その一步が、もちろん新規の部分については確かに多少の一步とは思いますが、それはそれで評価いたしますが、やはりコアの部分についても民を入れたほうがより質も高まるという発想をお持ちにならないと、ステップを踏み出せません。今日はもう時間がないのですが、各委員、多分同じことをみんな言われているのだと思いますので、19日までに再度このヒアリングを受けて、民間競争入札の対象業務の拡大については是非御検討をいただきたいと思います。海外事務所のごことは、もうこれ以上お聞きしても同じだと思いますから。

本保総合観光政策審議官 多分、お答えも一緒になると思いますので。

小幡主査 それではヒアリングをやった意味がないので、これは昨年からのずっと持ち越しですので、オプションがあるとおっしゃるのであれば、そのオプションを具体化していただきたい。

本保総合観光政策審議官 検討してみたいということをおっしゃっているわけでした。

小幡主査 検討はもう昨年からやっていたらっしゃるわけです。検討する時間というのは、1年以上となると、もう答えを出して一步進むという、その段階に入ると思いますので、是非、そういう観点から19日までに事務局まで御報告いただけますようお願いしたいと思います。

それでは、御苦労さまでした。本日のヒアリングをこれで終了いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。以上をもちまして分科会は終了いたします。

(国際観光振興機構関係者退室)